

幼児教育・保育の無償化に当たっての認可外保育施設の取扱いをはじめとする本市の対応について

本年10月1日から施行される幼児教育・保育の無償化（以下「無償化」という。）に伴い、認可外保育施設については、①児童福祉法に基づく都道府県（政令指定都市等を含む。）への認可外保育施設設置届の提出がされ、②改正後の子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）で定める基準（厚生労働省が定める「認可外保育施設指導監督基準」と同内容、以下「内閣府令で定める基準」という。）を満たし、③認可外保育施設からの無償化対象施設としての確認申請に基づき、市町村長が無償化の対象とすることとした場合に限り、当該施設に通う保育が必要な子どもを無償化の対象とすることとなりました。

ただし、②の基準を満たさない施設であっても、5年間は無償化の対象とする猶予期間を設けたうえで、「市町村は、施行日から5年を経過する日までの間、保育の需要及び供給の状況その他の事情を勘案して、特に必要があると認めるときは、内閣府令で定める基準を超えない範囲内において、条例で定める基準を満たす施設に無償化の対象を限定することができる」とこととされています。

については、京都市はぐくみ推進審議会でいただいた御意見等を踏まえて、認可外保育施設の取扱い（案）を取りまとめ、市民の皆様の御意見を広く募集します。

また、無償化に伴い「施設等利用給付」に係る虚偽報告等に関する過料の設定方針及び副食材料費の施設による徴収に伴う保護者負担の逆転現象への本市の対応についても、併せて報告します。

記

1 認可外保育施設の取扱い（案）に関する市民意見の募集について

(1) 概要

国が定める5年間の猶予期間中（令和元年10月から令和6年9月末まで）に、本市が無償化の対象とする認可外保育施設の範囲について、条例で定めることにより、子どもの安心・安全を確保しようとするものです。

※ 詳細は、別紙「幼児教育・保育の無償化における認可外保育施設の取扱い（案）についての意見募集」のとおり

(2) 市民意見の募集

ア 募集期間

令和元年9月17日（火）から令和元年10月23日（水）まで

イ 意見募集冊子の配布場所

市役所案内所、各区役所・支所、こどもみらい館等（京都市のホームページからもダウンロード可）

ウ 応募方法

郵送、ファックス、電子メール又はホームページの意見募集フォーム

(3) 今後の予定

市民の皆様から寄せられた御意見等を踏まえ、11月市会に関係条例の改正について提案する予定

2 「施設等利用給付」に係る虚偽報告等に関する過料の設定（案）について

(1) 過料の設定の考え方

本市では、平成27年4月1日施行の子ども・子育て支援法（以下、「同法」という。）に基づき、保育園（所）、認定こども園、新制度に移行した幼稚園、小規模保育事業所等の地域型保育事業所において特定教育・保育等を受ける「教育・保育給付」に関して、虚偽の報告等を行った保護者及び施設等に10万円以下の過料を科す旨の規定を、京都市子ども・子育て支援法施行条例に規定しています。

この度、無償化に伴う同法の改正により、新制度に移行していない幼稚園及び認可外保育施設等の利用に要する費用に係る「施設等利用給付」に関しても、過料の規定を条例で設けることができるとされたことを踏まえ、適正な給付を推進する観点から、「教育・保育給付」と同様に、過料の規定を設定したいと考えています。

(2) 適用時期

令和元年10月1日

※ 9月市会に条例改正案を提案予定

3 副食材料費の施設による徴収に伴う保護者負担の逆転現象への対応について

(1) 本市の対応

京都府第3子以降保育料無償化事業（以下「第3子無償化事業」という。）の対象者については、これまで府市協調で保育料を無料としてきましたが、今回の無償化に伴い、副食材料費が施設による徴収となることで、新たな保護者負担が発生すること（いわゆる「逆転現象」）を避ける必要があります。

本市では、3～5歳児の第3子無償化事業の対象者に対し、副食材料費の施設への支払を免除したうえで、国が定める公定価格上の副食費徴収免除加算相当額（4,500円）を保育園・認定こども園等に補助することとします。

(2) 対象者の要件

保育園・認定こども園（保育園部分）等を利用する3～5歳児のうち、年収360万円以上640万円未満相当世帯の、保育所等同時入所第3子以降を除く世帯内第3子以降の子ども

※ 保育所等に同時入所している第3子以降の子どもは、国制度の副食費徴収免除の対象

(3) 対象者の数

820人程度

(4) 必要経費

約4,400万円／年（令和元年度は半年分の約2,200万円）

※ 当該経費について、令和元年度当初予算においては、子どものための教育・保育給付の予算を、国の公定価格の詳細が判明する前の単価で積算しており、実際の公定価格との差額が生じているため、これに相当する既定予算で対応します。

意見募集（案）



- 今年5月に成立した「改正子ども・子育て支援法」に基づき、令和元年10月1日から、幼児教育・保育の無償化が開始します。
- これに伴い、認可外保育施設について、①児童福祉法に基づく都道府県（政令指定都市を含む。）への認可外保育施設設置届の提出がされ、②改正後の子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）で定める基準（厚生労働省が定める「認可外保育施設指導監督基準」と同内容、以下「内閣府令で定める基準」という。）を満たし、かつ、③認可外保育施設からの申請に基づき、市町村長が無償化の対象とすることとした場合に限って、当該施設に通う保育が必要な子どもを無償化の対象とすることとされました。
- ただし、②の基準を満たさない施設であっても、5年間は無償化の対象とする猶予期間を設けたうえで、「市町村は、施行日から5年を経過する日までの間、保育の需要及び供給の状況その他の事情を勘案して、特に必要があると認めるときは、内閣府令で定める基準を超えない範囲内において、条例で定める基準を満たす施設に無償化の対象を限定することができる」とされています。
- 本市において、京都市はぐくみ推進審議会でいただいた御意見等を踏まえ、認可外保育施設の取扱い（案）を取りまとめましたので、市民の皆様の御意見を広く募集します。
（取扱い（案）のポイント）
 - ・ 子どもの安心安全の観点から、無償化の対象とする認可外保育施設について、令和3年4月1日から、内閣府令で定める基準を満たす施設に限定します。
 - ・ ただし、認可保育施設だけでは対応できない22時以降にも保育を実施する施設については、内閣府令で定める基準のうち「設備等に関する基準」を適用しません。

令和元年

9月17日（火）～10月23日（水）

応募
方法

電子メール，郵送，FAX（様式は自由です）

ホームページの意見募集フォーム

※電子メールで応募される場合は、直接テキスト形式で御意見を入力してください。
ファイルを添付されたメールは受付できません。

募集
期間

御意見の送付先及び問合せ先

TEL：075-251-2390 FAX：075-251-2950

電子メール：yohokikaku@city.kyoto.lg.jp

ホームページ URL：https://www.city.kyoto.lg.jp/menu3/category/47-43-0-0-0-0-0-0-0.html

〒604-8171 京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町 566-1 井門明治安田生命ビル 3階

京都市子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室 民営保育施設担当

1 【国の制度概要】幼児教育・保育の無償化について

(1) 対象児童：3～5歳児（0～2歳児は市民税非課税世帯のみ）

※ 「歳児」は、年度当初4月1日時点の満年齢

※ 幼稚園，認定こども園（幼稚園部分）を利用されている子ども（いわゆる1号認定子ども）は，満3歳から対象となります。

(2) 無償化の方法・範囲：

	対象となる施設	無償化の範囲	無償化の方法
①	保育園（所），認定こども園，新制度に移行した私立幼稚園，市立幼稚園，地域型保育事業所（小規模，家庭内，事業所内），企業主導型保育事業 【保育が必要な理由に該当する方】	無料 ※保育標準時間（11時間まで）が無料 ※企業主導型保育事業所は，国が示す標準的な保育料が無料	現物給付
②	私立幼稚園等（新制度に移行した私立幼稚園を除く） 【保育が必要な理由に該当する方】	上限月額 25,700 円	償還払い
③	預かり保育（幼稚園，認定こども園1号認定子ども） 【保育が必要な理由に該当する方】	「上限月額 11,300 円」と「日額 450 円×利用日数」のうち低い方の額 ※市民税非課税世帯の満3歳は，「上限月額 16,300 円」と「日額 450 円×利用日数」のうち低い方の額	償還払い又は現物給付（市立幼稚園のみ）
④	認可外保育施設等（一時預かり事業，病児保育事業及びファミリーサポート事業も含む） 【保育が必要な理由に該当する方】	上限月額 37,000 円 ※市民税非課税世帯の0～2歳児は上限月額 42,000 円	償還払い
⑤	障害児通所・入所施設	無料	現物給付

現物給付： 京都市や園等への保育料等の支払いが不要

償還払い： 一旦保育料等を支払ったのち，本市に領収書等の必要な書類を提出し，支払った額と上限額のうち低い方の額を保護者の金融機関口座に振込。

(3) その他の制度の内容について

その他の制度の詳細については，以下のホームページから御確認いただけます。

《京都市情報館「幼児教育・保育の無償化の利用施設別の御案内について」》

URL：<https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000254985.html>

（QRコードはこちら）



1 認可外保育施設等とは

認可外保育施設とは、ベビーホテル、ベビーシッター、認可外の事業所内保育、地方自治体独自の認証保育施設（本市は該当する施設はありません）、その他の認可外保育施設を指します。

また、子ども・子育て支援法に基づく一時預かり事業、病児保育事業及びファミリーサポート事業も含まれます。

2 無償化の対象となる認可外保育施設について

認可外保育施設については、①児童福祉法に基づく都道府県（政令指定都市等を含む。）への認可外保育施設設置届の提出がされ、②内閣府令で定める基準を満たし、③認可外保育施設からの無償化対象施設としての確認申請に基づき、市町村長が無償化の対象とすることとした場合に限り、当該施設に通う保育が必要な子どもについて、無償化の対象となります。

ただし、②の基準を満たさない施設であっても、5年間は無償化の対象とする猶予期間を設けたうえで、「市町村は、施行日から5年を経過する日までの間、保育の需要及び供給の状況その他の事情を勘案して、特に必要があると認めるときは、内閣府令で定める基準を超えない範囲内において、条例で定める基準を満たす施設に無償化の対象を限定することができる」とされています。

3 認可外保育施設における無償化の内容・方法等

- (1) 無償化の対象となる認可外保育施設を利用する、保育の必要性があると認定された3～5歳児の子どもは、月額37,000円（認可保育所における保育料の全国平均額）を上限として無償化となります。
- (2) 保育の必要性があると認定された0～2歳児の市民税非課税世帯の子どもは、月額42,000円を上限として利用料が無償化されます。
- (3) 支給方法については、一旦保育料等を利用した施設に支払ったのち、本市に領収書等の必要書類を提出し、支払った額と上限額のうち、低い方の額を保護者の金融機関口座に振り込む償還払いとなります。

2 幼児教育・保育の無償化における認可外保育施設の取扱い（案） について

(1) 考え方

今年10月1日から開始される幼児教育・保育の無償化において、無償化の対象となる認可外保育施設については、2ページ「2」に記載のとおりです。

そのため、本市においては、「京都市子ども・子育て支援法施行条例」を改正し、基準を満たさない施設であっても、無償化の対象とする5年間の猶予期間中に、無償化の対象とする認可外保育施設の基準を設けることにより、子どもたちの安心安全を確保してまいります。

(2) 対象施設及び適用時期

ア 対象施設

無償化の対象施設に求める基準について、現在の「認可外保育施設指導監督基準」と同様の内容が、改正後の子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）において、新たに基準として定められました。

本市においては、子どもの安心安全の観点から、5年間の猶予期間中に、内閣府令で求められている基準と同内容の基準を条例で規定し、以下のとおり、無償化の対象となる施設を限定します。

イ 適用時期

(ア) 施設において本市の条例基準を満たすための準備を行うことや、利用者が無償化を踏まえて施設を選択することを想定し、1年6箇月の猶予期間を設け、令和3年4月1日から上記アの規定を適用することとします。

(イ) ただし、22時以降の保育については、認可保育施設だけでは対応できず、家庭や就労状況等により、22時以降に保育施設を利用せざるを得ない保護者がおられることから、以下のとおり取り扱います。

条例公布後2箇月以内に児童福祉法に基づく認可外保育施設設置届を提出するとともに、子ども・子育て支援法に基づく無償化対象施設としての確認申請を行った施設に限り、内閣府令で定める基準のうち「設備等に関する基準（※）」の猶予期間を、国が定める期間（令和6年9月末）までとする。

※ 避難経路の確保、耐火性能の確保、採光・換気の確保など、基準を満たすために、移転や改修等を要する設備等に関する基準（6ページ参照）

【適用時期イメージ図】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	10/1					10/1 ~
認可外保育施設	猶予期間		無償化基準を適用			
22時以降開所施設	猶予期間		無償化基準を適用			
条例公布後2箇月以内までに無償化手続（※）を行った施設	猶予期間		猶予期間			無償化基準を適用

※無償化手続:「児童福祉法に基づく認可外保育施設設置届の提出」及び「子ども・子育て支援法に基づく無償化対象施設としての確認申請」

ウ その他

内閣府令で定める基準は、子どもの安心安全の観点からも、本来満たすべき基準であるため、猶予期間中であっても、事業者に対し、基準を満たす努力義務を条例で課すこととします。

(3) 内閣府令で定める基準について

無償化の対象とする認可外保育施設は、以下の内閣府令で定める基準を満たす必要があります。

ただし、国においては、基準を満たさない施設であっても、5年間は無償化の対象とする猶予期間が設けられていますが、本市においては、3ページ「イ（ア）」に記載のとおり、猶予期間を1年6箇月とし、「イ（イ）」の施設を除き、国の定める基準と同じ基準を条例で定めることとし、基準を満たさない施設は、令和3年4月1日から無償化の対象外とします。

ア 基準の主な項目

- ① 保育に従事する者の数及び資格（第1条第1号イ）
 - * 保育従事者のうち、概ね3分の1以上は保育士又は看護師の資格を有する者であること など
- ② 保育室等の構造、設備及び面積（第1条第1号ロ）
 - * 子ども1人につき、おおむね1.65㎡以上であること など
- ③ 非常災害に対する措置（第1条第1号ハ）
 - * 保育室を3階以上に設ける場合、必要な避難設備が設けられている など
- ④ 保育の内容等（第1条第1号ニ）
 - * 子ども1人1人の心身の発育や発達の状況を把握し、保育内容が工夫されていること など
- ⑤ 給食（第1条第1号ホ）
 - * 調理室、調理器具、配膳器具、食器等の衛生管理が適切に行われていること など
- ⑥ 健康管理及び安全管理（第1条第1号ヘ）
 - * 子ども1人1人の健康状態の観察が登園及び降園の際に行われていること など

※ 基準の詳細については、以下のホームページからご確認いただけます。

《京都市情報館に基準一覧を掲載予定》

URL：(現在作成中)

(QRコードも掲載予定)

イ 本市における22時以降に保育を実施する認可外保育施設の取扱い

3 ページ「イ（イ）」に記載のとおり、22時以降に保育を実施する施設のうち、条例公布後2箇月以内までに児童福祉法に基づく認可外保育施設設置届を提出するとともに、子ども・子育て支援法に基づく無償化対象施設としての確認申請を行った施設については、「設備等に関する基準（※）」は満たしていないが、その他の基準を満たしている場合に限り、猶予期間を国が定める期間（令和6年9月末まで）とします。

※ 避難経路の確保、耐火性能の確保、採光・換気の確保など、基準を満たすために、移転や改修等を要する設備等に関する基準（6 ページ参照）

(4) 認可外保育施設の質の向上に向けた本市の取組

ア 関係法令の遵守について

認可外保育施設が保育事業を実施する場合は、建物の使用に当たり、消防法や建築基準法等の規定に基づく届出等が必要とされていますが、国制度上は、それらの届出等がなされていなくても、認可外保育施設としての届出や確認申請を受け付けざるを得ない状況となっています。

そのため、建築基準法や消防法をはじめとする関係法令に基づく届出等がされているかどうか、認可外保育施設設置届の提出時や確認申請の受付時に確認し、適切に行われていない場合は、関係部局と連携し、必要な指導を行います。

イ 立入調査等を通じたきめ細かな助言・指導

本市では、これまで約40箇所の認可外保育施設に対し、年1回以上の立入調査等を通じて実態を把握し、きめ細かな指導等を行ってきました。

今回の無償化を契機に、更なる質の向上を図るため、これまでの立入調査等に加え、「巡回支援指導員」を新たに配置し、本年9月下旬から認可外保育施設が遵守・留意すべき内容に関する助言・指導を行います。

ウ 研修会等の実施

認可外保育施設の保育の質を向上させるため、これまで、認可外保育施設の職員を対象とした、保育環境や子どもの健康管理、乳幼児期の発達等についての研修会等を年5回程度開催してきましたが、今後は研修受講の機会を年10回程度と更に充実させるとともに、よりきめ細かな研修等を実施いたします。

なお、今回の無償化の制度については、7月26日に説明会を開催しており、今後も事業者への制度周知に努めてまいります。

3 設備等に関する基準の内容について

1日に保育する小学校就学前子どもの数が6人以上である施設

○ 保育室等の構造、設備及び面積（第1条第1号ロから抜粋）

- (1) 小学校就学前子どもの保育を行う部屋（以下「保育室」という。）、調理室（給食を施設外で調理している場合、小学校就学前子どもが家庭からの弁当を持参している場合その他の場合にあっては、食品の加熱、保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備。以下同じ。）及び便所があること。
- (2) 保育室の面積は、小学校就学前子ども一人につきおおむね1.65平方メートル以上であること。
- (4) 保育室は、採光及び換気が確保され、かつ、安全性が確保されていること。
- (5) 便所用の手洗設備が設けられているとともに、便所は、保育室及び調理室と区画され、かつ、小学校就学前子どもが安全に使用できるものであること。
- (6) 便器の数は、小学校就学前子どもおおむね20人につき1以上であること。

○ 非常災害に対する措置（第1条第1号ハから抜粋）

- (5) 保育室を3階以上に設ける場合は、次に掲げる事項を満たしていること。
 - (i) 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物であること
 - (ii) 次の表の左欄に掲げる保育室の階の区分に応じ、同表の中欄の(い)及び(ろ)の別に、同表の右欄に掲げる設備（小学校就学前子どもの避難に適した構造のものに限る。）のいずれかが、1以上設けられていること。この場合において、当該設備は、いずれも避難上有効な位置に保育室の各部分から当該設備までの歩行距離が30メートル以内となるように設けられていること。

3階	(い)	1 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 2 屋外階段
	(ろ)	1 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路及びこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上	(い)	1 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 2 建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外階段
	(ろ)	1 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段（ただし、当該屋内会談の構造は、建築物の1階から保育室が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。）又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外階段

- (iii) 調理室と調理室以外の部分とが建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは、壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備によって区画されており、また、換気、暖房又は冷房の設備の風道の該当床若しくは壁を貫通する部分がある場合には、当該部分又はこれに近接する部分に防火上有効なダンパー（煙の排出量及び空気の流量を調整するための装置をいう。）が設けられていること。ただし、次のいずれかに該当する場合においては、この限りではない。
 - (イ) 調理室にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。
 - (ロ) 調理室に調理器具の種類に応じた有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。
- (iv) 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが不燃材料でなされていること

1日に保育する小学校就学前子どもの数が5人以下である施設

○ 保育室等の構造、設備及び面積（第1条第2号ロから抜粋）

- (1) 保育室のほか、調理設備（施設外調理その他の場合にあっては必要な調理機能）及び便所があること。
- (2) 保育室の面積は、小学校就学前子どもの保育を適切に行うことができる広さが確保されていること。

～ 皆様からの御意見をお待ちしております ～



幼児教育・保育の無償化における認可外保育施設の取扱い（案）に関する御意見記入用紙

募集期限 令和元年10月23日（水）まで

（FAX）075-251-2950

京都市子ども若者はぐみ局幼保総合支援室 宛

意 見 記 入 欄	① 無償化の対象となる施設の基準に関する御意見等
	② 基準の適用時期に関する御意見等
	③ 22時以降に保育を実施する認可外保育施設の取扱いに関する御意見等
	④ その他

御意見を取りまとめる際の参考としますので、差し支えなければ御記入ください。

【年 齢】（ 歳代）

【性 別】1 男性 2 女性

【居住地等】1 京都市内 2 京都市外

- ※ この意見募集で収集した個人情報につきましては、「京都市個人情報保護条例」に基づき適切に取り扱い、他の目的に利用することは一切ありません。
- ※ 御意見につきましては、意見募集の終了後に、御意見の概要及び御意見に関する本市の考え方を取りまとめ、ホームページで公表します。
- ※ お寄せいただいた御意見に対する個別の回答はいたしませんので、御了承ください。



この印刷物が不要になれば
「雑がみ」として古紙回収等へ！



○発行：京都市子ども若者はぐみ局幼保総合支援室

○発行月：令和元年9月

○京都市印刷物番号 第●●●●号